

点検・評価項目

- 1) 申請大学が、大学基準に適合しているかどうかを判断するために、大学基準を構成する10の基準ごとに複数の「点検・評価項目」を設ける。
- 2) 「点検・評価項目」は評価の対象となる項目である。大学評価を申請しようとする大学は、「点検・評価項目」に従い「方針設定→実施→点検・評価→改善」のシステムが円滑に機能しているかを中心に自己点検・評価を行う。
- 3) それぞれの「点検・評価項目」においては、大学評価を申請しようとする大学が、適切に自己点検・評価するための参考となる視点として、「評価の視点」を示している。その採否は大学に委ねられる。客観的な論拠となるものであれば、各大学が独自に設定してかまわない。
- 4) 関連性の深い法令を「対応法令等」の欄に示している。なお、同欄で用いている略称は、それぞれ下記のとおりである。
【基】教育基本法 【教】学校教育法 【教規】学校教育法施行規則 【位】学位規則 【学】大学設置基準 【院】大学院設置基準
【専】専門職大学院設置基準、【告】文部科学省（文部省）の各種告示

1 理念・目的

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。	理念・目的の明確化	【基】大学（第7条） 【教】大学の目的（第83条）、大学院及び専門職大学院の目的（第99条） 【院】修士課程の目的（第3条）、博士課程の目的（第4条） 【専】専門職学位課程（第2条）、法科大学院の課程（第18条）
	実績や資源からみた理念・目的の適切性	
	個性化への対応	
(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。	構成員に対する周知方法と有効性	【学】教育研究上の目的（第2条） 【院】教育研究上の目的（第1条の2）
	社会への公表方法	
(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。		【教】自己点検・評価及び認証評価制度（第109条）

2 教育研究組織

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。	教育研究組織の編制原理 理念・目的との適合性 学術の進展や社会の要請との適合性	【教】 通信教育（第84条）、学部（第85条）、夜間において授業を行う学部（第86条）、研究施設の附置（第96条）、大学院の設置（第97条）、研究科（第100条）、夜間又は通信による研究科（第101条）、大学院のみを置く大学（第103条） 【学】 学部（第3条）、学科（第4条）、課程（第5条）、学部以外の基本組織（第6条）、外国に設ける組織（第50条） 【院】 大学院の課程（第2条）、専ら夜間において教育を行う大学院の課程（第2条の2）、修士課程（第3条）、博士課程（第4条）、研究科（第5条）、専攻（第6条）、研究科と学部の関係（第7条）、複数の大学が協力して教育研究を行う研究科（第7条の2）、研究科以外の基本組織（第7条の3）、独立大学院（第23条）、通信教育を行う課程（第25条） 【専】 専門職学位課程（第2条）、法科大学院の課程（第18条）、教職大学院の課程（第26条） 【告】 大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準、大学院を置く大学が外国に研究科、専攻その他の組織を設ける場合の基準、専門職大学院を置く大学が外国に研究科、専攻その他の組織を設ける場合の基準
(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。		【教】 自己点検・評価及び認証評価制度（第109条）

3 教員・教員組織

点検・評価項目	評価の視点			対応法令等	
	学士課程	修士・博士課程	専門職学位課程		
(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。	教員に求める能力・資質等の明確化			<p>【基】教員（第9条） 【教】学長、教授その他の職員（第92条） 【学】教員組織（第7条）、 授業科目の担当（第10条）、 授業を担当しない教員（第11条） 専任教員（第12条）、 専任教員数（第13条）、 学長の資格（第13条の2）、 教授の資格（第14条）、 准教授の資格（第15条）、 講師の資格（第16条）、 助教の資格（第16条の2）、 助手の資格（第17条）、 共同学科に係る専任教員数（第46条） 【院】教員組織（第8条、第9条）、 一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の 教員組織（第9条の2） 【専】教員組織（第4条、第5条） 【告】大学設置基準第53条に基づく段階的整備について定める件、 薬学関係の学部に係る専任教員について定める件、 大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件、 1専攻あたりの入学定員の一定規模数を 専門分野ごとに定める件、 大学院設置基準第38条に基づく段階的整備について定める件、 専門職大学院に關し必要な事項について定める件 </p>	
	教員構成の明確化				
	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化				
(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。	編制方針に沿った教員組織の整備			<p>【基】教員（第9条） 【教】学長、教授その他の職員（第92条） 【学】教員組織（第7条）、 授業科目の担当（第10条）、 授業を担当しない教員（第11条） 専任教員（第12条）、 専任教員数（第13条）、 学長の資格（第13条の2）、 教授の資格（第14条）、 准教授の資格（第15条）、 講師の資格（第16条）、 助教の資格（第16条の2）、 助手の資格（第17条）、 共同学科に係る専任教員数（第46条） 【院】教員組織（第8条、第9条）、 一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の 教員組織（第9条の2） 【専】教員組織（第4条、第5条） 【告】大学設置基準第53条に基づく段階的整備について定める件、 薬学関係の学部に係る専任教員について定める件、 大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件、 1専攻あたりの入学定員の一定規模数を 専門分野ごとに定める件、 大学院設置基準第38条に基づく段階的整備について定める件、 専門職大学院に關し必要な事項について定める件 </p>	
	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備				
	研究科担当教員の資格の明確化と適正配置				

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化	<p>【教】 学長、教授その他の職員（第92条） 【学】 教授の資格（第14条）、准教授の資格（第15条）、講師の資格（第16条）、助教の資格（第16条の2）、助手の資格（第17条） 【院】 教員組織（第9条） 【専】 教員組織（第5条）</p>
	規程等に従った適切な教員人事	
(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。	教員の教育研究活動等の評価の実施	<p>【基】 教員（第9条） 【学】 教育内容等の改善のための組織的な研修等（第25条の3） 【院】 教育内容等の改善のための組織的な研修等（第14条の3） 【専】 教育内容等の改善のための組織的な研修等（第11条）</p>
	ファカルティ・ディベロップメント（F D）の実施状況と有効性	

4 教育内容・方法・成果

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

点検・評価項目	評価の視点			対応法令等
	学士課程	修士・博士課程	専門職学位課程	
(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。	学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示			※ 1
	教育目標と学位授与方針との整合性			
	修得すべき学習成果の明示			
(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。	教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示			※ 2
	科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示			
(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。	周知方法と有効性			※ 3
	社会への公表方法			
(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。				【教】自己点検・評価及び認証評価制度（第109条）

※1
【教】学位（第104条）
【位】学士の学位授与の要件（第2条）、
修士の学位授与の要件（第3条）、
博士の学位授与の要件（第4条）、
学位論文の審査の協力（第5条）、
専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位（第5条の2）、
専門職学位の授与の要件（第5条の3）

【学】教育研究上の目的（第2条）、
教育課程の編成方針（第19条）、
教育課程の編成方法（第20条）、
教育課程の編成方法（第21条）

【院】教育課程の編成方針（第11条）

※2
【学】教育課程の編成方針（第19条）、
教育課程の編成方法（第20条）、
单位（第21条）、
1年間の授業時間（第22条）、
各授業科目的授業期間（第23条）、
共同教育課程の編成（第43条）、
共同教育課程に係る単位の認定（第44条）
【院】教育課程の編成方針（第11条）、
授業及び研究指導（第12条）、
研究指導（第13条）、
教育方法の特例（第14条）、
共同教育課程の編成（第31条）、
共同教育課程に係る単位の認定等（第32条）

【専】教育課程（第6条）、
授業を行う学生数（第7条）、
授業の方法等（第8条、第9条）、
共同教育課程の編成（第32条）、
共同教育課程に係る単位の認定等（第33条）

※3
【学】教育研究上の目的（第2条）
【院】教育研究上の目的（第1条の2）

教育課程・教育内容

点検・評価項目	評価の視点			対応法令等	
	学士課程	修士・博士課程	専門職学位課程		
(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	必要な授業科目の開設状況			<p>【学】 教育課程の編成方針（第19条）、 教育課程の編成方法（第20条）、 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を 培うための体制（第42条の2）、 共同教育課程の編成（第43条） <p>【院】 教育課程の編成方針（第11条） 共同教育課程の編成（第31条）、 <p>【専】 教育課程（第6条）、 共同教育課程の編成（第32条）</p> </p></p>	
	順次性のある授業科目の体系的配置				
	専門教育・教養教育 の位置づけ	コースワークとリ サーチワークのバラン ス			
(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。	学士課程教育に相応 しい教育内容の提供	専門分野の高度化に 対応した教育内容の提 供	理論と実務との架橋 を図る教育内容の提 供	<p>【学】 教育課程の編成方針（第19条） <p>【院】 修士課程（第3条）、博士課程（第4条）、 教育課程の編成方針（第11条） <p>【専】 専門職学位課程（第2条）、教育課程（第6条）</p> </p></p>	
	初年次教育・高大連 携に配慮した教育内 容				

教育方法

点検・評価項目	評価の視点			対応法令等	
	学士課程	修士・博士課程	専門職学位課程		
(1) 教育方法および学習指導は適切か。	教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用			<p>【学】 単位（第21条）、一年間の授業期間（第22条）、各授業科目の授業期間（第23条）、授業を行う学生数（第24条）、授業の方法（第25条）、昼夜開講制（第26条） 【院】 授業及び研究指導（第12条）、研究指導（第13条）、教育方法の特例（第14条） 【専】 授業を行う学生数（第7条）、授業の方法等（第8条、第9条）、履修科目の登録の上限（第12条） 【告】 多様なメディアを高度に利用した授業について定める件、授業の一部を校舎等以外の場所で行うことについて定める件</p>	
	履修科目登録の上限設定、学習指導の充実				
	学生の主体的参加を促す授業方法				
		研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導	実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導		
(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。	シラバスの作成と内容の充実			<p>【学】 成績評価基準等の明示等（第25条の2） 【院】 成績評価基準等の明示等（第14条の2） 【専】 成績評価基準等の明示等（第10条）</p>	
	授業内容・方法とシラバスとの整合性				

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。	<p>厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）</p> <p>単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性</p> <p>既修得単位認定の適切性</p>	<p>【学】単位（第21条）、 1年間の授業期間（第22条）、 各授業科目の授業期間（第23条）、 成績評価基準等の明示等（第25条の2）、 単位の授与（第27条）、 履修科目の登録の上限（第27条の2）、 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等（第28条）、 大学以外の教育施設等における学修（第29条）、 入学前の既修得単位等の認定（第30条） 【院】成績評価基準等の明示等（第14条の2）、 大学設置基準の準用（第15条） 【専】成績評価基準等の明示等（第10条）、 他の大学院における授業科目の履修等（第13条）、 入学前の既修得単位等の認定（第14条）、 他の大学院における授業科目の履修等（第21条）、 入学前の既修得単位等の認定（第22条）、 他の大学院における授業科目の履修等（第27条）、 入学前の既修得単位等の認定（第28条） 【告】大学が単位を与えることができる学修を定める件</p>
(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。	授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施	<p>【学】教育内容等の改善のための組織的な研修等（第25条の3） 【院】教育内容等の改善のための組織的な研修等（第14条の3） 【専】教育内容等の改善のための組織的な研修等（第11条）</p>

成果

点検・評価項目	評価の視点			対応法令等	
	学士課程	修士・博士課程	専門職学位課程		
(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。	学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用			【教】自己点検・評価及び認証評価制度（第109条）	
	学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）				
(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。	学位授与基準、学位授与手続きの適切性		【教】修業年限の特例（第89条） 【教規】卒業認定（第147条） 【位】学士の学位授与の要件（第2条） 修士の学位授与の要件（第3条） 博士の学位授与の要件（第4条） 学位論文の審査の協力（第5条） 専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する 学位（第5条の2） 専門職学位の授与の要件（第5条の3） 【学】卒業の要件（第32条） 共同学科に係る卒業の要件（第45条） 【院】修士課程の修了要件（第16条）、 博士課程の修了の要件（第17条） 共同教育課程に係る修了要件（第33条） 【専】専門職学位課程の修了要件（第15条）、 専門職大学院における在学期間の短縮 (第16条)、 法科大学院の課程の修了要件（第23条）、 法科大学院における在学期間の短縮（第24条）、 教職大学院の課程の修了要件（第29条）、 教職大学院における在学期間の短縮（第30条） 共同教育課程に係る修了要件（第34条）		
	学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策				

5 学生の受け入れ

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。	求める学生像の明示	【教】入学資格（第90条）、 大学院の入学資格（第102条）
	当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示	
	障がいのある学生の受け入れ方針	
(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。	学生募集方法、入学者選抜方法の適切性	【教】入学資格（第90条）、 大学院の入学資格（第102条）、 大学の編入学（第132条） 【教規】高校卒業者と同等以上と認められる者の要件（第150条）、 特に優れた素質を有すると認める者の入学資格に関する細目（第151条、第152条、第153条、第154条） 【学】入学者選抜（第2条の2）
	入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性	
(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	収容定員に対する在籍学生数比率の適切性	【学】収容定員（第18条） 【院】収容定員（第10条）
	定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応	
(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。		【教】自己点検・評価及び認証評価制度（第109条） 【教規】飛び入学について自己点検・評価の実施と公表（第158条）

6 学生支援

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。	学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化	
(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。	留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性	
	補習・補充教育に関する支援体制とその実施	
	障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性	
	奨学金等の経済的支援措置の適切性	
(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。	心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮	【学】厚生補導の組織（第42条） 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制（第42条の2）
	ハラスメント防止のための措置	
(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。	進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施	【学】社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制（第42条の2）
	キャリア支援に関する組織体制の整備	

7 教育研究等環境

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。	学生の学習および教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化 校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画	【告】大学設置基準第53条に基づく段階的整備について定める件、 大学院設置基準第38条に基づく段階的整備について定める件
(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。	校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成 校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保	【学】校地（第34条）、運動場（第35条）、 校舎等施設（第36条）、 校地の面積（第37条）、 校舎の面積（第37条の2） 付属施設（第39条）、 薬学実務実習に必要な施設（第39条の2）、 機械、器具等（第40条）、 二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備（第40条の2）、 共同学科に係る校地の面積（第47条）、 共同学科に係る校舎の面積（第48条）、 共同学科に係る校舎の施設及び設備（第49条） 【院】講義室等（第19条）、 機械、器具等（第20条）、 学部等の施設及び設備の共用（第22条）、 二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備（第22条の2） 共同教育課程を編成する専攻に係る施設及び設備（第34条） 【専】専門職大学院の諸条件（第17条）
(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。	図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性 図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、 開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境 国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備	【学】図書等の資料及び図書館（第38条） 【院】図書等の資料（第21条）

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。	教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備	【学】付属施設（第39条）、薬学実務実習に必要な施設（第39条の2）、機械、器具等（第40条）、二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備（第40条の2）、教育研究環境の整備（第40条の3） 【院】機械、器具等（第20条）、教育研究環境の整備（第22条の3）
	ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備	
	教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保	
(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。	研究倫理に関する学内規程の整備状況	
	研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性	

8 社会連携・社会貢献

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。	産・学・官等との連携の方針の明示	
	地域社会・国際社会への協力方針の明示	
(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。	教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動	【基】大学（第7条） 【教】目的（第83条）、 公開講座（第107条）
	学外組織との連携協力による教育研究の推進	
	地域交流・国際交流事業への積極的参加	

9 管理運営・財務
管理運営

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。	中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知 意思決定プロセスの明確化 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化 教授会の権限と責任の明確化	【教】教授会の設置（第93条） 【教規】代議員等の設置（第143条）
(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。	関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用 学長、学部長・研究科長および理事（学務担当）等の権限と責任の明確化 学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性	【教】学長、教授その他の職員（第92条） 【学】学長の資格（第13条の2）
(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。	事務組織の構成と人員配置の適切性 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用	【教】学長、教授その他の職員（第92条） 【学】事務組織（第41条）
(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。	人事考課に基づく適正な業務評価と待遇改善 スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性	

財務

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。	中・長期的な財政計画の立案	【学】教育研究環境の整備（第40条の3） 【院】教育研究環境の整備（第22条の3）
	科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況	
	消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率の適切性	
(2) 予算編成および予算執行は適切に行ってているか。	予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査	
	予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立	

10 内部質保証

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。	自己点検・評価の実施と結果の公表 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応	【教】自己点検・評価及び認証評価制度（第109条） 【教規】教育研究活動等の状況に係る情報の公開（第172条の2）
(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。	内部質保証の方針と手続きの明確化 内部質保証を掌る組織の整備 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立 構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底	【教】自己点検・評価及び認証評価制度（第109条） 【学】趣旨（第1条） 【院】趣旨（第1条） 【専】趣旨（第1条）
(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。	組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実 教育研究活動のデータ・ベース化の推進 学外者の意見の反映 文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応	【教】自己点検・評価及び認証評価制度（第109条） 【学】趣旨（第1条） 【院】趣旨（第1条） 【専】趣旨（第1条）